

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十号

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の

一部を改正する条例

(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項及び第八条の二第四項中「第十四条第一項」を「第十四条第一項第一号」に改める。

第十四条第一項から第三項までを次のように改める。

介護休暇は、次に掲げる場合における休暇とする。

一 職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で重度の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合

二 前号の場合における介護休暇(以下「第一号介護休暇」という。)を受けた後において、要介護者の介護を必要とする状態が継続しており、要介護者の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合(第四項の規定により再度の第一号介護休暇を受けることができない場合に限る。)

2 第一号介護休暇の期間は、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、一日又は一時間を単位(一時間を単位とするときは、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて四時間以内とする。)として三月(要介護者の負傷の状況等を考慮し、必要があると認められる場合にあつては、三月に人事委員会規則で定める期間を加えた期間)の範囲内において必要と認められる継続した期間とする。

3 第一項第二号の場合における介護休暇(以下「第二号介護休暇」という。)の期間は、要介護者の介護を必要とする一の継続する状態ごとに、六月(人事委員会規則で定める場合にあつては、人事委員会規則で定める期間)を単位として二年六月の範囲内において必要と認められる継続した期間とする。

第十四条第四項中「前二項に規定する介護休暇」を「第一号介護休暇」に、「再度の介護休暇」を「再度の第一号介護休暇」に、「介護休暇を受けた期間」を「第一号介護休暇を受けた期間」に改め、同条第五項中「介護休暇」を「第一号介護休暇」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第三項の規定にかかわらず、第二号介護休暇を受ける期間は、通算して人事委員会規則で定める期間を超えることはできないものとする。

第十四条に次の一項を加える。

7 第二号介護休暇の期間については、職員の給与に関する条例第十九条の規定にかかわらず、給与を支給しない。

第十五条第三項中「前条第五項」を「前条第六項」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第六条の四第一項中「育児休業の承認」の下に「、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号)第十六条の規定による第二号介護休暇(同条例第十四条第三項に規定する第二号介護休暇をいう。第七条第四項において同じ。)の承認」を加える。

第七条第四項中「要しなかつた期間又は」を「要しなかつた期間、」に改め、「配偶者同行休業をした期間」の下に「又は第二号介護休暇を受けた期間」を加える。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。